

北海道における小中学校への冷房設備の設置に対する財政措置を求める要望意見書

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっており、北海道においても今までに体験したことのない日が続く状況です。子どもたちが学習する普通教室では30度の暑さに達することもあり、学習意欲や集中力が低下するだけではなく、児童・生徒・教職員の健康面にも多大な影響を及ぼしています。

このような中、児童・生徒の学習環境の整備や健康面の対策として、本市では来年夏までに市内全小中学校の普通教室にスポットクーラーを配備する計画を進める状況ですが、地方自治体では、財政状況を鑑みると冷房設備の設置についてちゅうちょせざるを得ない状況です。北海道の小中学校の普通教室の冷房設備の普及率は16.5%と、全国の95.7%から大きく離れており、気候の急激な変動を想定すると北海道全体への早期普及が望れます。

学校保健安全法に基づく文部科学省告示の学校環境衛生基準には、教室内の気温は18度以上、28度以下であることが望ましいとされており、この基準に照らせば、特に義務教育の過程において、教育環境に格差が生じることはあってはならず、教育環境の改善は喫緊の課題であり、早急な対応が求められます。

よって、国におかれましては、北海道における小中学校への冷房設備の導入が着実に進められるよう、学校施設環境改善交付金の予算規模の大幅な増額等、財政措置を講じるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣